

されます。

また、上記のほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

9. 勤務時間・休暇等

(1) 勤務時間

1週につき38時間45分、1日7時間45分（時差出勤制度あり。土曜日及び日曜日は休みになります。）ただし、交替制勤務の場合は、これと異なる場合があります。

また、海技従事者（機関士）については、長期の航海時などは変則勤務となり、これと異なる場合があります。

(2) 有給休暇

（年次休暇）年間20日
（特別休暇）結婚、忌引等

(3) その他

育児休業、看護休暇等

10. 考査成績の開示

(1) 口頭による開示請求

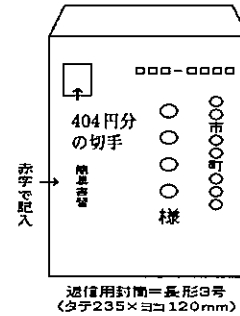
この選考考査の成績については、千葉県個人情報保護条例に基づき受験者本人が口頭により開示を請求することができます（下表参照）。なお、電話や郵便等による請求では開示できませんので、開示請求するときは、本人と確認できる書類（運転免許証、身分証明書等、顔写真付きのもの）を持参の上、受験者本人が直接お越しください。

開示内容	開示期間	開示場所・時間
・考査方法別得点 ・得点基準に達しなかった考査方法	合格発表日から1か月間	千葉市中央区市場町1-1 千葉県総務部総務課人事管理班 9:00~17:00（土日祝除く）

(2) 郵送による成績通知

郵送でも考査成績の情報を提供します。住所・氏名を記載した封筒（長形3号）を用意し、404円分（簡易書留相当分を含む）の切手を貼り付けて（右図参照）、考査日に持参してください。提供する内容は（1）の口頭による開示請求と同じです。

〔注〕1 考査日後は受け付けませんので、封筒を忘れた場合は（1）の口頭による開示請求を行ってください。
2 通知する時期は、合格発表日以降の予定です。



11. 問い合わせ、書類提出先

受験手続その他この考査についての問い合わせ及び受験関係書類の提出は、下記をお願いします。

職種	書類の提出先		
	所在地	提出先の部課名	直通電話
児童福祉司 児童自立支援専門員 精神保健福祉相談員 看護師（教員）	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	健康福祉部健康福祉政策課 人事班	043(223)2605
生物 地質		環境生活部環境政策課 総務班（人事担当）	043(223)4136
職業訓練指導員		商工労働部経済政策課 総務班（人事担当）	043(223)2705
無線従事者 海技従事者（機関士）		農林水産部農林水産政策課 人事班	043(223)2899

※ 総合的な問い合わせ先

千葉県総務部総務課人事管理班

千葉市中央区市場町1-1 直通電話 043(223)2029

※ 試験当日に車椅子の使用を希望する、聴覚に障害があるため手話通訳を必要とするなど、受験に際して要望のある場合は、あらかじめ申し出てください。

令和元年度

千葉県職員採用選考考査受験案内

受付期間 令和元年8月30日（金）～令和元年9月19日（木）

考査日 令和元年10月2日（水）

千葉県総務部総務課

1. 考査職種、採用予定人員、受験資格

職種	採用予定人員	受験資格	
		年齢 (令和2年4月1日現在)	資格・免許等
<児童福祉司> 職務内容：児童相談所等に勤務し、ケースワーカー等の業務に従事します。	10名程度	45歳以下	①児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者又は令和2年3月までに同項各号のいずれかに該当する見込である者 ②地方公務員法第16条に該当しない者
<児童自立支援専門員> 職務内容：児童自立支援施設等に勤務し、児童の自立支援等の業務に従事します。	2名程度	35歳以下	①児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第102条第1項各号のいずれかに該当する者又は令和2年3月までに同項各号のいずれかに該当する見込である者 ②地方公務員法第16条に該当しない者
<精神保健福祉相談員> 職務内容：健康福祉センター（保健所）・児童相談所・病院局・教育庁等に勤務し、精神保健福祉、ケースワーカー等の業務に従事します。	6名程度	35歳以下	①次のア・イのいずれかの要件を満たす者 ア 精神保健福祉士の資格を取得している者又は令和2年春季の国家試験で取得する見込の者 イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第12条各号のいずれかに該当する者 ②地方公務員法第16条に該当しない者
<看護師（教員）> 職務内容：看護学校等に勤務し、看護教育等の業務に従事します。	2名程度	59歳以下	①看護師の免許を有し、下記のア・イのいずれかに該当する者又は令和2年3月までに該当する見込である者 ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者 イ 保健師、助産師又は看護師として保健師助産師看護学校養成所指定規則別表3の専門分野の教育内容のうち、一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目（教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目）を履修し、合計4単位以上取得して卒業した者、又は大学院において教育に関する科目を履修し、合計4単位以上取得した者 ②地方公務員法第16条に該当しない者
<生物> 職務内容：行政部門等に勤務し、野生鳥獣の保護管理、外来種・希少種対策等の自然保護の業務に従事します。	1名程度	35歳以下	①大学等において生物学（保全生態学、生態学等）を専攻した又は専攻している者 ②地方公務員法第16条に該当しない者
<地質> 職務内容：地質環境の保全に関する企画・立案・指導、試験研究等の業務に従事します。	1名程度	35歳以下	①大学等において地学を専攻した者又は専攻している者 ②地方公務員法第16条に該当しない者

<職業訓練指導員> 職務内容：高等技術専門校等に勤務し、各訓練科等の学科及び実技指導の業務に従事します。	4名程度 (右記ア～エにつき各1名程度)	40歳以下 (右記ウ、エにあつては35歳以下)	①次のア～エの職業訓練指導員免許のいずれかを取得している者又は令和2年3月までに当該免許を取得見込である者 ア 冷凍空調機器科、配管科又は住宅設備機器科 イ 塗装科 ウ 溶接科、塑性加工科又は構造物鉄工科 エ 自動車整備科 ②地方公務員法第16条に該当しない者
<無線従事者> 職務内容：漁船等を対象とした無線通信業務等に24時間体制で従事します。	1名程度	35歳以下	①第3級総合無線通信士以上の免許を取得している者又は令和2年3月までに当該免許を取得見込である者 ②地方公務員法第16条に該当しない者
<海技従事者(機関士)> 職務内容：県の船舶において、機関士の業務に従事します。	1名程度	35歳以下	①5級海技士(機関)以上の免許を取得している者又は令和2年3月までに当該免許を取得見込である者 ②地方公務員法第16条に該当しない者

※受験の申込みは、上記の職種のうち、いずれか一つに限ります。また、受験関係書類受理後の職種の変更は認めません。

※地方公務員法第16条(欠格条項)

- ・成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・千葉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※上記考査職種については、日本国籍を有しない者であっても受験できますが、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

2. 受験手続

次のアからエまでの書類を、「11. 問い合わせ、書類提出先」に記載する受験関係書類提出先へ特定記録郵便で郵送するか又は直接持参してください。

※ 提出書類については、選考の可否にかかわらず返却しません。

ア 自筆履歴書(市販の履歴書で可。6ヶ月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き)を貼付のこと。)

※ 履歴書の上部余白に職種を朱書してください。

イ 最終学校の卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書

※ 生物・地質の場合、受験資格に該当する分野を専攻した大学等の卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書が必要となります。

ウ 最終学校の成績証明書又は成績見込証明書

※ 生物・地質の場合、受験資格に該当する分野を専攻した大学等の成績証明書又は成績見込証明書が必要となります。

エ 職種に必要な資格免許の写し

3. 受付期間

令和元年8月30日(金)から令和元年9月19日(木)まで(*土日祝日を除く)

受付時間 午前9時から午後5時まで

郵送の場合は、令和元年9月19日(木)までの消印のあるものに限りま。

4. 考査の日時及び場所

日 時	場 所
令和元年10月2日(水) 受付 午前8時40分～8時50分 開始 午前9時00分 終了 午後2時～6時頃(職種・口述考査の順序により異なります)	千葉県庁南庁舎

(注) 申込者多数の場合は、教養考査と専門考査(1次考査)等を実施し、1次考査合格者について、2次考査として人物考査を11月中旬頃に実施する予定です。

また、会場についても変更となる場合があります。詳細は、後日送付する採用選考考査の実施通知によりお知らせします。なお、当該通知が令和元年9月27日(金)までに到着しない場合は、書類提出先まで照会してください。

5. 考査の方法

《児童福祉司・児童自立支援専門員・精神保健福祉相談員・生物・地質》

方法	内 容	
教養考査	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式による筆記考査	
専門考査	採用職種に関する専門的知識・技能・能力についての記述式による筆記考査	
人物考査	口述考査	人物、性向等についての個別面接による考査
	適性検査	職員として職務遂行上必要な素質・性格についての検査(質問紙法及び作業検査法)

《職業訓練指導員・無線従事者・海技従事者(機関士)》

方法	内 容	
教養考査	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式による筆記考査	
人物考査	口述考査	人物、性向等についての個別面接による考査
	適性検査	職員として職務遂行上必要な素質・性格についての検査(質問紙法及び作業検査法)

《看護師(教員)》

方法	内 容	
教養考査(作文)	課題に対する理解力・判断力・文章による表現力・文章構成力その他の能力についての筆記考査	
人物考査	口述考査	人物、性向等についての個別面接による考査
	適性検査	職員として職務遂行上必要な素質・性格についての検査(質問紙法及び作業検査法)

※ 児童福祉司、児童自立支援専門員、精神保健福祉相談員、生物、地質及び職業訓練指導員は大学卒業程度、看護師(教員)は短大卒業程度、無線従事者及び海技従事者(機関士)は高校卒業程度の考査です。

6. 可否の発表

考査及び書類審査の結果に基づき可否を決定し、令和元年11月下旬から12月上旬(予定)に書面により本人に通知します。

なお、申込者多数により2次考査(11月中旬頃実施予定)として人物考査を実施した場合は、令和元年12月下旬(予定)に書面により本人に通知します。

※ 発表時期は予定の時期から前後することがあります。

7. 採 用

採用は令和2年4月1日の予定です。

※ なお、児童福祉司、児童自立支援専門員、精神保健福祉相談員、看護師(教員)、職業訓練指導員、無線従事者及び海技従事者(機関士)については、直ちに採用される場合があります。

8. 給 与

主事、技師等(行政職給料表1級相当の職)として採用され、初任給(地域手当9.2%を含む)は、児童福祉司で204,422円(行政職給料表適用(大学卒)の場合)、児童自立支援専門員で210,646円(福祉職給料表適用(大学卒)の場合)、精神保健福祉相談員で204,422円(行政職給料表適用(大学卒)の場合)、看護師(教員)で265,137円(医療職給料表(三)適用(短大(3年制)卒、看護師として5年間業務に従事)の場合)、生物で204,422円(行政職給料表適用(大学卒)の場合)、地質で204,422円(行政職給料表適用(大学卒)の場合)、職業訓練指導員で204,422円(行政職給料表適用(大学卒)の場合)、無線従事者で167,076円(行政職給料表適用(高校卒)の場合)、海技従事者(機関士)で199,180円(海事職給料表適用(高校卒)の場合)です。(平成31年4月1日現在)

上位の学歴又は一定の職歴等を有する者には、上記金額にその経歴に応じた所定の金額が加算